



6つの
結婚支援♡

南部町での 新婚生活 を 応援します！

①南部町オリジナル 結婚記念証

②結婚新生活引越 支援金支給事業

結婚に伴い支払った引越し費用（引越業者又は運送業者に支払った引越費用）を、
上限最大30～60万円支給します。

③家賃補助

～子育て世代等(新婚世帯)応援
定住促進奨励金～

- ・入居奨励金（初年度のみ）
家賃1ヶ月分（限度額5万円）
- ・家賃の一部として家賃奨励金
（最長24ヶ月間）

④三世代同居世帯 等支援事業

新たに三世代同居を始める世帯の新居の新築・購入・増改築・リフォーム費用の3分の1を補助します。

（1世帯あたり上限60万円ただし、町内事業者が施工する場合は、上限80万円）

⑤定住促進奨励金

町内に新たに住宅を取得された方に、3年間固定資産税相当額を定住促進奨励金として交付します。

⑥移住支援金

東京圏から南部町へ移住し、補助要件を満たす方に対して、移住支援金を交付します。

- ・単身での移住：60万円
- ・世帯での移住：100万円～

そのほか「空き家一括借り上げ」など定住促進事業が多数あります。

☞詳しくは「南部町で里山暮らし」のHPをご覧ください

※①～⑥の事業について対象要件など詳しくは裏面をご覧ください。



事業名	事業内容	対象要件
①結婚記念証交付 [担当課] 町民生活課 ☎0859-66-3114	町内で婚姻の届出をした場合に、 新夫婦の新しい門出をお祝いで 「南部町オリジナル結婚記念証」 を 交付します。	令和2年4月1日以降に婚姻届を提出し受理された 夫婦で、婚姻届を提出した日から1月以内に申請し た方
②結婚新生活引越 支援金支給事業 [担当課] 未来を創る課 ☎0859-66-3113	新婚世帯を対象とし、 引越費用を1世 帯あたり最大30～60万円支給 します。 [支給対象経費] 令和7年4月から令和8年3月末まで に、引越業者又は運送業者に支払った 引越費用(1世帯1回のみ) <対象外>レンタカー等により自分で引っ越し した費用、友人等に頼んで引越しをした費用、不 用品の処分費用等	令和7年1月から令和8年3月末までの間に婚姻届 を提出した新婚世帯で、以下の要件全てを満たす方 ①南部町内に新居があること ②夫婦ともに町内に住所を有すること ③過去1年間における夫婦の所得の合計が500万円未満 であること ④婚姻日の年齢が夫婦いずれも満39歳以下であること ⑤町税その他町に納付すべき料金の滞納がないこと ⑥以前に当該支援金を受けていないこと
③子育て世代等 (新婚世帯)応援 定住促進奨励金 [担当課] 未来を創る課 ☎0859-66-3113	新婚世帯や子育て世代の定住を促進 し、地域の活性化を図るため、賃貸住宅 の賃借を行う若者等の世帯に対し、奨 励金を交付します。 [奨励金の額] (1)入居奨励金(初年度のみ)として 家賃1ヶ月分(限度額5万円) (2)家賃の一部として 家賃奨励金 (最長24ヶ月間) ※金額の計算はお問い合わせください。	新婚又は子育て世帯で、以下の要件全てを満たす方 ①申請日において町内に住所を有する方 ②平成27年4月1日以後に民間賃貸住宅の賃貸借契約を 締結している方 ③民間賃貸住宅に6か月以上居住する予定がある方 ④交付を受けようとする方及び、同居の家族が、町税等を 滞納していない方 ⑤当該賃貸住宅の家賃の滞納がない方 ⑥以前に当該補助事業の助成を受けていない方 ※「新婚世帯」とは…申請日現在において、夫婦のいずれか一方が50歳 以下である婚姻後5年を経過していない世帯(再婚を含む)。 「子育て世帯」とは…申請日現在において、中学生以下の子どもを扶養し ている世帯
④三世代同居世帯等 支援事業 [担当課] 建設課 ☎0859-66-3115	対象工事の 3分の1の額を上限60万 円まで助成 します。ただし、 町内の事 業者が施工する場合は、(下請けを含 む)上限80万円まで を助成します。 [補助対象工事] (1)工事に要する費用が10万円以上で あること (2)居住のための工事であること ※倉庫等は補助対象外の場合がありますので、お問い合わせく ださい。 ※この補助金の交付を受けようとする場合は、補助工事の着工 前に申請書を提出してください。着工後の申請は補助金の対 象外です。	新築・購入・増改築及びリフォームに要した経費を 負担し、以下の要件全てを満たす方 ①これから三世代同居等をされる方であり、申請時に町外 及び町内の賃貸住宅に居住されている方、又はすでに実 家で同居されていて、ご結婚後も同居される方 ②事業完了してから引き続き3年以上にわたり、三世代同 居世帯等を継続する見込みであること ③補助を受けようとする方及び、同居の家族が、町税等を 滞納していない方 ④暴力団の構成員及びその団体に所属していないこと ※「三世代同居世帯等」とは…親・子・孫等の三世代以上で構成される家族が 同居する世帯で、申請時に三世代目が15歳以下であること。ただし、二世代目 が共に35歳以下の夫婦であれば、三世代目は要しません。
⑤定住促進奨励金 [担当課] 未来を創る課 ☎0859-66-3113	町内に新たに住宅と宅地を取得され た方に、 3年間、固定資産税相当額 を 定住奨励金として交付します。	次のいずれかに該当し、交付を受けようとする方 及び同居の家族が、町税等を滞納していない方 ①町内にある宅地(居住用住宅の用途に供される土地)を取得 し、当該宅地に住宅を建築(既に建築された住宅を取得した 場合を含む)し、当該宅地及び住宅を所有し町内に住所を 有する方 ②新たに町内に住宅を建築し、当該住宅を所有する者であ って、町内に住所を有する方 ③町が所有する定期借地権を設定した土地に住宅を建築 (既に建築された住宅を取得した場合を含む)し、当該土 地を借り受け、かつ当該住宅を所有し町内に住所を有す る方 ④町が所有する定期借地権を設定した土地に建設した賃 貸住宅を所有する方
⑥移住支援金 [担当課] 未来を創る課 ☎0859-66-3113	東京圏から南部町へ移住し、要件を満 たす方に、移住支援金(世帯:100万 円～/単身:60万円)を交付 します。	東京圏から本町へ移住し、就業又は起業した方 ※各種条件がございますので右のQRコード からご確認ください。 (南部町HPへ遷移します。) 